

# 素形材産業振興施設 自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という）と ○○○（以下「乙」という）とは、甲が設置する対象施設の自家用電気工作物保安管理の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は甲の自家用電気工作物について、法令で定められた機能の維持と電気保安の業務を円滑、適切に行うため、これらの設備を正規の状態に保持することを目的とし、巡回点検、診断及び試験を行う。

（委託期間）

第2条 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

（委託料）

第3条 この契約の委託料は、令和7年度から令和9年度までの総額で 円  
（内消費税額 円）とする。

（内訳）

令和7年4月1日から翌年3月31日 円（内消費税額 円）

令和8年4月1日から翌年3月31日 円（内消費税額 円）

令和9年4月1日から翌年3月31日 円（内消費税額 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（対象施設）

第4条 この契約によって甲が乙に巡回点検、診断及び試験を委託する施設は、次のとおりとする。

- 名称：素形材産業振興施設
- 所在地：沖縄県うるま市勝連南風原5192番30
- 設備容量：650kVA（1号棟）、950kVA（2号棟）、400kVA（3号棟）
- 受電電圧：6,600V

（業務内容）

第5条 乙が実施する保安管理業務は、定期点検、法定点検及び臨時点検等とする。

（1）定期点検

毎月1回、停電を行わず、測定器及び目視による巡視点検を実施し、異常がある場合は、速やかにその原因を究明し、文書で甲に報告しなければならない。

（2）法定点検

対象施設を年に1回停電させ、試験機及び測定器、動作試験等並びに清掃手入れを行

い、設備機器の機能・性能状態判定を実施し、その結果を文書で甲に報告しなければならない。

業務の性格上、長時間の停電を伴うことから、作業実施日時は事前に甲に通知するものとする。

(3) 臨時点検等

故障等で甲からの要請を受けて行う点検又は状況把握のために臨時で行う点検で、緊急を要する場合は、現場へ速やかに到着し、迅速に対応すること。

2 異常等の報告

乙は、第1項に基づく点検の結果、設備機器の異常等を発見したときは、軽微な調整等の措置の範囲を超え、修理等の改善が必要であると判断されるときは、甲へ状況及び改善策を併せて文書で報告しなければならない。

(契約の変更等)

第6条 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する事項を変更した場合は、契約期間内でも契約を変更することができる。

- (1) 設備容量が変更されたとき。
- (2) 受電電圧が変更されたとき。
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更されたとき。
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更されたとき。
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更されたとき。
- (6) 甲が保安規定を変更するとき。
- (7) 委託者、対象施設の名称及び所在地の変更があったとき。

(費用負担)

第7条 前条の業務内容に要する機材の費用及び本契約締結に要する費用は乙の負担とし、前条第2項の指摘事項の処置に要する費用は甲の負担とする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約金額の支払い)

第10条 乙は、毎月の業務を履行したときは、当該期の業務委託に係る請求書を甲に提出するものとする。

2 前項の規定により請求書が提出された場合、甲は特別な事由がない限り請求書を受理した

日から30日以内に当該業務の委託料を支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失により甲及び第三者に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は損害賠償の責を負わない。

- (1) 本契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について、甲が都合により実施しなかった場合、これによって損害が生じたとき。
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じたとき。
- (3) その他、乙の責めとならない事由により損害を生じたとき。

(最低賃金の改定に伴う留意事項)

第12条 本契約において、契約期間中途において人件費等が年度当初の想定を上回った場合には、甲乙協議のうえ、単価の見直しを行うものとする。

(契約保証金)

第13条 乙は、契約保証金として第3条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくし業務を着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に完了しないと明らかに認められたとき。
- (3) 第8条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど

認められるとき。

- (5) 本契約に関する下請負人等が前号のいずれかに該当することを知りながら契約し、又は下請負人等の契約を承認したとき。
  - (6) 本契約に関する下請負人等が第5号のいずれかに該当すると判明したときに、乙が直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し、第4号のいずれかに該当する者との契約を解除させる措置を取らなかったとき。
  - (7) 第16条第1項の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、この本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により、契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1の金額を違約金として甲に支払うものとする。
  - 3 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。
  - 4 第1項及び第3項の定めにより本契約が解除されたとき、乙は甲にその損害賠償を請求することができないものとする。

#### (乙の解除権)

第15条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により、業務を完成することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### (秘密の保持)

第17条 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

#### (個人情報の保護)

第18条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### (契約事項、契約外事項についての疑義)

第19条 本契約事項について定めのない事項、又は契約事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の成立を証して本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 所在地  
契約者 氏名